

令和 8 年 3 月 25 日

組合員の皆様へ

神戸市職員信用組合
組合長 今西 正男

所在不明の組合員に対する住所等の変更届出の催促について

当組合は、令和 8 年 6 月に開催予定の定時総代会において、定款第 16 条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員の方(以下、「所在不明組合員」といいます)の除名決議を行なう予定ですので、下記要件にお心当たりのある方は、令和 8 年 4 月 30 日(木)までに、組合員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当組合本店窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

「所在不明組合員」とは、以下の要件をすべて充足し、かつ、当組合が除名することが適当と判断させていただいた組合員。

- (1) 令和 2 年 9 月から令和 7 年 9 月末にかけて、当組合の事業を利用していない方。
- (2) 令和 7 年 9 月以前に当組合の通知または催告が 5 回（ただし、同一事業年度で複数回の通知または催告がなされた場合には、それらを併せて 1 回の通知または催告とみなします）以上継続して当組合に返戻された方。

※当組合の定款別表 2 第 5 項では、「5 年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知または催告が 5 回(同一事業年度で複数回の通知または催告がなされた場合には、それらを併せて 1 回の通知または催告とみなす)以上継続して返戻されたとき」など一定の要件に該当する場合には、総代会において除名できるとされています。

以上

【お問合せ先】

神戸市職員信用組合
総務部（電話：078-984-0500）